

# とくしま 農業委員会だより

第113号

平成30年9月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会  
徳島市幸町2丁目5番地  
TEL 621-5393~4

## 大阪から徳島へ移住、就農！

川内町の東に位置する米津地区は、干拓事業で砂地を利用した鳴門金時、蓮根、水稻、大根の産地となっています。今回紹介するのは、3年前に川内町に移住してきた築山恭裕さん（38歳）です。10年間東京、大阪で飲食業に携わっていたこともあり、もともと食に対するこだわりが強かった、とのことですが、東日本大震災や子供を授かったことを契機として、原材料などの安全性への関心がより高まり、それなら自分で作ってみようと思い、徳島へ来られました。

私の息子（「いただきます農園」を経営）と大学時代の友人で、最初は、手伝いをしてもらいながら勉強に励まれていましたが、



現在は、近所の農家さんから土地を借りて、蓮根（23a）、青ネギ（40a）を生産されています。年に数回は、妻の千尋さん（38歳）と「とくしまマルシェ」に出店し、レンコンコロッケバーガーなどを販売されています。



最後に「自然相手に天候との戦いのため、思い通りにいかない事が多く大変ですが、今後、人並みに管理、栽培、出荷までこなせるようになって、高齢化や後継者不在で耕作できなくなった土地を借り、従業員を雇って規模拡大していきたい。そして、培ったスキルを生かした農業経営の形を模索しながら、第二の故郷徳島を発展させたい」と抱負を語ってくれました。阿波踊りでは太鼓を担当し、徳島の文化発展にも貢献されています。がんばれ築山君！



川内地区 農業委員  
細川 勝義



徳島市川内町のいただきます農園が栽培したレンコンを使ったメニューが味わえます。イチオシはほくほくのレンコンコロッケを全粒粉パンズでサンドしたバーガー（600円）。ソースは、鶏から作ったこだわりの赤味噌が、自家製の豆板醤入りのチリソースからチョイスしよう。

「おいしいレンコンを食べに来てよー！」  
とくしまからつっぴーとちーちゃん。

# 視 察 研 修 報 告

平成30年6月19・20日の2日間、農業委員6名、農地利用最適化推進委員2名、事務局1名の計9名で香川県と岡山県へ視察に行きました。

1日目は香川県観音寺市の農業法人「三豊セゾン」を視察しました。代表の矢野さんにお話をいただいたのですが、矢野さんは現在65歳ということで、20代から農業に携わり、自然を大切にしながら安定収入を得ることを目標に、平成5年の40歳の頃に当時3名、農地面積5haで会社を立ち上げたそうです。現在は農地面積25haの約250枚の農地で、水稻、レタス、玉ネギ、青ネギ、スイートコーンなどを栽培しておられます。

主に借地で耕作しているということで、農地中間管理機構ではなく、利用権設定など農業委員会を通じた貸借がほとんどのことです。最初は農作業受託が多かったようですが、若手の従業員を確保するとともに、地主さんとの信頼関係を深めていき、顔見知りからどんどん農地を任されるようになっていったとのこと。この意味で矢野さんは、顔の見えない農地中間管理機構の活用よりも、地域でしっかりと若手を活用して信頼を得ることが重要だと語っていました。

また、最初はJAを出荷先として活用していたようですが、法人の維持のためには強いPRと「自分の売り口をつくること」が重要だと、JAとの取引はやめ、付加価値をつけるために減農薬など特別栽培の農産物も生産しながら、スーパー、加工業者、生協、学校給食やふるさと納税の返礼品等といった独自の取引先を確保しているようです。

さらには、従業員の求人にも東京へも出向くなど、法人のPRと若手の確保に努めており、従業員20名弱のうち6割を県外から確保したそうです。また、外国人のアルバイトなども活用していました。

作物別にリーダーとサブリーダーを設けることで、就農者としての自覚と責任をもたせるなど、若手の育成にも力を入れているようでした。また、週休2日程度の休みのほか、有給休暇制度の活用も行っており、福利厚生面の面でもしっかりしている立派な会社であると感じました。

地域の担い手を考える時に、家族経営だけではなく、今後はこういった法人の参入も積極的に考えていかなければならないと感じました。

2日目は岡山県総社市の有限会社「アグリ元気岡山」が運営する「農マル園芸吉備路農園」を視察しました。

ここは、東京ドーム1個分ほどの規模を持つ総合観光農園で、イチゴ狩りなどの体験施設や農産物直売所、花の生産販売、レストランやケーキ工房などが設置されています。近年の売上げは10億円程で、イチゴ狩りに次いで直売所でのモモ・ブドウの売上げが大きいとのこと。また、花についてはスタッフでも何種類かわからないほど多数取り扱っているとのことでした。

平成15年に会社を立ち上げて、翌年に吉備路農園をオープンしてから、直売所やイチゴ狩り園などを順次開設、増設を行って、現在の形になったようで、昨年度は岡山市の北東に隣接する赤磐市にも新しく総合観光農園を開設したそうです。現在、岡山市に開設している直売所とあわせて、社員が30名、パートが80～100名で、田植え体験などのイベントも行いながら、お客さんに農業への関心を高めてもらって、一方で従業員の雇用によって、地域の活性化や農業後継者の育成に努めているそうです。



「農マル園芸吉備路農園」



加茂地区 農業委員  
能田 義弘



「三豊セゾン」

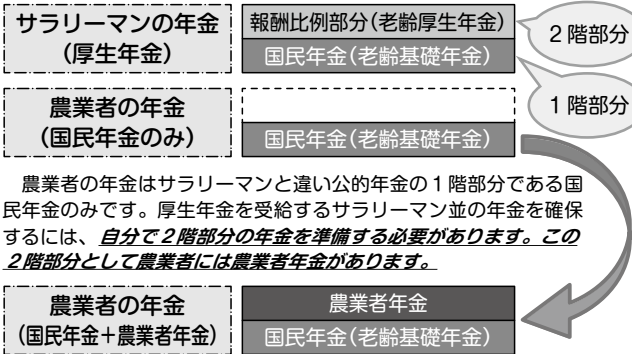
花の販売スペースは非常に広く、直売所も早生のモモがずらりと並ぶなど品揃えもよく、活気もありました。持ち込みだけではなく、例えば遠方の蒜山あたりにも集荷に向かうなどの取組みを行っていて、県下の直売所グループになるという目標に向け、日々努力している様子が窺えました。

ビュッフェで昼食をいただきましたが、お客様のニーズを考え、いろいろな仕掛けをされていて、1日中遊べるような施設として今もなお事業を拡大し、農業の活性化を目指している根気強い取組みは、我々にとっても農業に希望を感じる視察となりました。

# 農業者年金に加入しませんか！



## まず農業者年金ってなに？



## 農業者年金の主なメリット

### 「積立方式・確定拠出型」で 少子高齢時代でも安心！

「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、被保険者・受給者の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

### 保険料は自分で選べ、 いつでも変更できます！

保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択ができ、加入後もいつでも見直すことができます。

### 終身年金。80歳前に亡くなられた 場合は、死亡一時金が遺族へ！

年金は65歳から生涯支給されます。早くお亡くなりになった場合でも、80歳到達月までに受け取れるはずであった年金相当額が、死亡一時金として遺族（※同一生計者）に支給されます。

### 社会保険料控除など税制面での 優遇があり、節税になります！

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

### 一定の要件を満たす農業者には 保険料の国庫補助があります！

農業経営が確立されずに農業所得が低い時期（若い年代）を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

## でも…加入する条件があるんでしょ？

### 農業者年金 へは…



の方ならどなたでも加入できます。

なお、農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金（納付額は月額400円）に加入する必要があります。

## ※ 保険料の国庫補助 を受けるには…

国民年金第1号被保険者などの農業者年金への加入要件に加え、

- **39歳までに加入**
- **農業所得が900万円以下**
- **下記の農業者の担い手要件** を満たせば受けられます。



- ① 認定農業者で青色申告者
- ② 認定新規就農者で青色申告者
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者または後継者
- ④ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ⑤ 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に①の者となることを約束した後継者

独立行政法人農業者年金基金のホームページ上に、年金をいくら受給できるかを簡単に試算できるシミュレーターがありますのでご利用ください。



農業者年金のお問い合わせは、農業委員会事務局（☎621-5394）又は最寄りの農協まで。  
 <農業者年金をもっと知りたい方は、独立行政法人農業者年金基金のホームページをご覧ください。>

## 遊休農地解消に向けて

農業委員会では毎年、遊休農地の解消に向けて、農地法により義務化されている農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

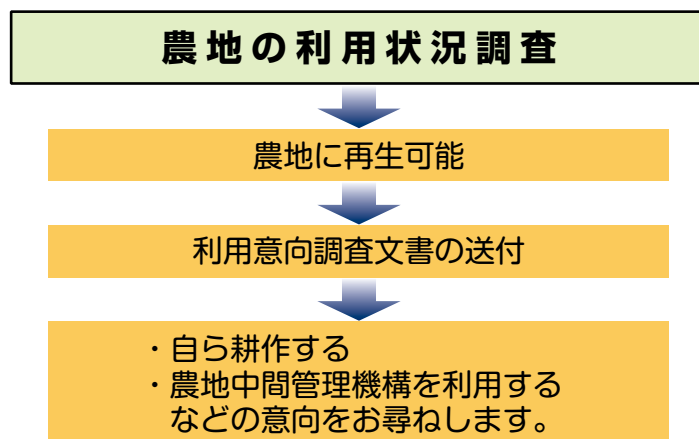
**「遊休農地」とは、次のいずれかに該当する農地をいいます。**

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。



今年度は、7月から10月に利用状況調査を実施し、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことになります。

### 遊休農地解消に向けた流れ



#### 【課税強化及び軽減について】

農地が荒れたままだったり、作付けしないままであったりすると、固定資産税が1.8倍になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

また、農地を中間管理機構に貸すことで、固定資産税が1/2に減額される場合があります。

**遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします。**

お問い合わせは、農業委員会事務局（☎621-5393）まで。

※農地中間管理事業についてのお問い合わせは、  
徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）（☎624-7247）  
または、徳島市農林水産課（☎621-5246）まで。

# 営農型の太陽光発電設備 一時転用許可の期間を延長

営農型太陽光発電については、太陽光パネルを支える支柱を立てる農地について一時転用許可期間を3年以内とし、営農に問題が無ければ再許可を可能とする仕組みでした。

平成30年5月15日から、一定の要件を満たす場合には、一時転用許可期間を3年以内から10年以内とすることになりました。

<変更前>

3年以内の一時転用許可



<変更後>

**以下の条件のいずれかを満たす場合、10年以内の一時転用許可**

- 担い手が所有している農地又は利用権等を設定している農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合
- 農用地区域内を含め荒廃農地を活用する場合
- 農用地区域以外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合

※上記以外は3年以内

### <その他の要件>

- 農作物の生育に適した日照量が確保されていること
- 農業機械等を効率的に利用するため支柱の高さが2メートル以上確保されていること
- 周辺農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないこと
- 下部農地で収穫された農作物の単収が地域の平均的な単収の80%未満とならないこと 等

農地転用のお問い合わせは、農業委員会事務局（☎621-5393）まで。

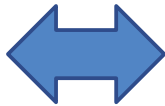
## 農山漁村再生可能エネルギー相談窓口

農林水産省では、農業者等による営農型太陽光発電の検討をバックアップする体制を整えています。



農業者  
農地所有者

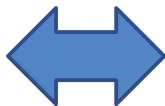
営農型太陽光発電の  
手続きについて教えてほしい。



営農型太陽光発電に  
よりどのくらい収益  
が上がるのか。



具体的に専門家を教  
えてほしい。



### 農林水産省

#### ◎農山漁村再生可能エネルギー相談窓口

- ・相談
  - [  農業者等からの相談への対応 ]
  - [  自治体からの相談への対応 ]

- ・情報収集・発信
  - [  管内取組状況の情報収集 ]
  - [  優良事例等の発信 ]

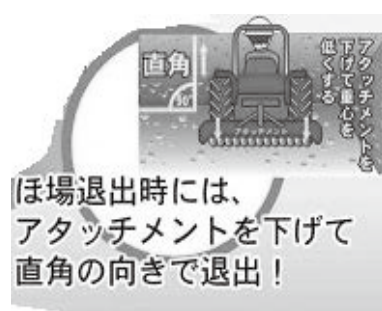
- ・専門家の紹介
  - [  業界団体等と連携した収支検討・技術支援 ]



- 地方農政局・本省農村計画課
- ・農地法の相談
  - [  一時転用許可の相談 ]

# 平成30年度 秋の農作業安全運動展開中

平成30年8月10日～10月10日



**「まだ、大丈夫…」**

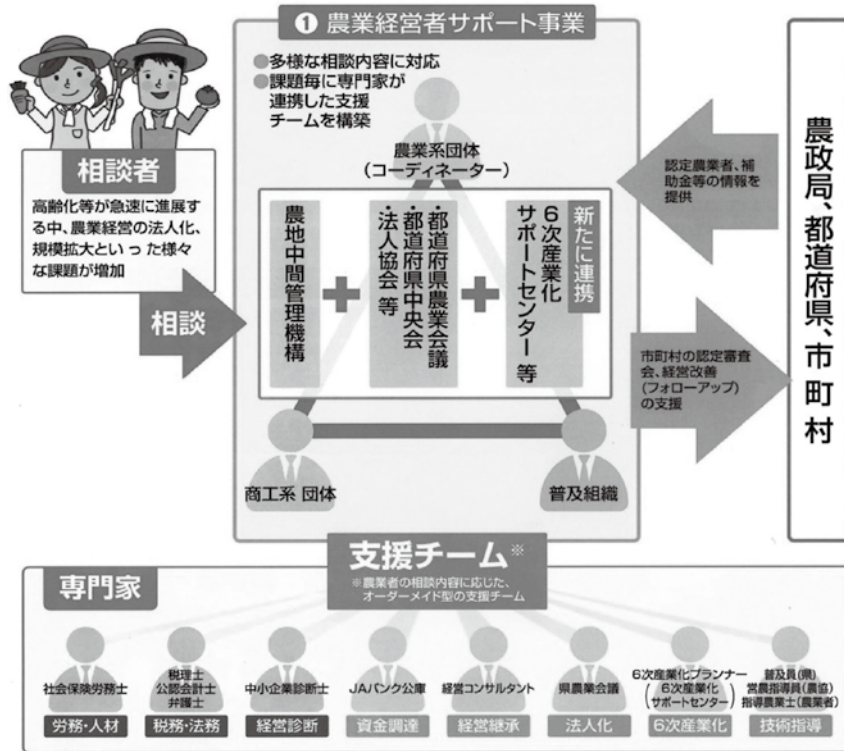
**慣れと油断が大きな事故の第一歩！  
事故を起こさないためにできることを！**

【記事提供・お問い合わせ先】

徳島県徳島農業支援センター 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎(新館)  
電話088-626-8771 ファクシミリ088-626-8739

# 徳島県農業経営相談所の開設 ～徳島県農業会議からのお知らせ～

徳島県農業会議が事務局を務める「徳島県担い手育成総合支援協議会」において、農業経営者サポート事業がスタートし、「徳島県農業経営相談所」が平成30年6月21日に開設しました。



この相談所は、意欲ある農業者等が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業者等が抱えている問題や課題を解決するため、専門家（税理士・中小企業診断士等）を無料で派遣し、農業者等の経営改善を支援します。

詳しくは、下記協議会もしくは徳島農業支援センター（☎626-8771：新蔵町1丁目徳島合同庁舎内）までご連絡下さい。

出展元：農林水産省のHP より

**【記事提供・お問い合わせ先】**

徳島県担い手育成総合支援協議会（一般社団法人 徳島県農業会議 内）  
〒770-0011 徳島市佐古一番町5番12号 徳島県JA会館8階  
電話088-678-5611 ファクシミリ088-678-5664

## 農業次世代人材投資事業

### 徳島市農林水産課からのお知らせ

次世代を担う農業者を目指す人に対し、農業経営開始直後の経済的支援として、年間最大150万円（最長5年間）を交付します。

主な交付要件は次のとおりですが、全ての要件を満たす場合に本事業の対象となります。

- ▼独立・自営就農時の年齢が、45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- ▼農地の所有権等を有し、生産物や生産資材などを自らの名義で取引すること
- ▼徳島市の人・農地プランに位置付けられていること（見込みも可）
- ▼青年新規就農者ネットワークに加入していること
- ▼農業経営を開始して5年以内に、農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成すること

希望者は、必ず事前にご相談いただき、平成30年10月22日(月)～11月22日(木)に青年等就農計画書等の必要書類を、農林水産課（市役所3階 ☎621-5246）へ

## 婚活イベントで3組のカップル成立

「うわー、おいしそう。」「かわいい〜。」「けっこう皆うまいなあ。」あちこちでにぎやかな声があがっています。今年度実施した婚活イベントの会場であるハレルヤスイーツキッチンでの模様です。

徳島市農業委員会では、JA徳島市と合同で、農業者の婚活支援事業（パートナー事業）に取り組んでいます。

今年度の婚活イベントの実施にあたっては、より良い成果が生まれるよう、①参加者の年齢幅の縮小、②参加者同士が共に楽しめるイベント、③結婚願望を確認のうえ参加者を集める、などのことを念頭に計画を練り、松茂町にあるハレルヤスイーツキッチンで「たぬきケーキ作り体験」をした後、徳島市万代町にあるラウンドワンで「ボウリング」をするという企画が出来上がりました。



イベント当日（7月8日）は、定員どおりの男性12名（平均年齢33歳）、女性12名（平均年齢29歳）がご参加されました。男女の交流が円滑に図られるよう、運営にはきめ細かな配慮に努め、結果、終始明るく和気あいあいとした雰囲気を保ったまま、無事イベントを終えることができました。

イベント最後のカップリングでは、**3組**のカップルが成立しました！ゴールイン（結婚）されることを切に望みます。



川内地区 農業委員  
（パートナー事業代表者）  
植田美恵子

参加者からいただいたアンケートでは、多くの好評価をいただいた一方で、改善してほしい点や次回はこのイベントをしてほしい、といった要望もありました。このことを踏まえ、これからも1人でも多く、独身の農業者の方に素敵なパートナーが見つかるよう、実のある婚活支援に取り組んでいきたいと思えます！

## 農業と農村の図画コンクール作品展

徳島市農業委員会では、子どもたちが農業と農村に対する理解と関心を深めるとともに、自然に満ちた健康的な生活の大切さと、人間形成に役立てるための取り組みとして、「農業と農村」をテーマに、徳島市内の小学校に通学する4年生・5年生・6年生を対象に募集した図画を展示します。是非お立ち寄りください。

### 【全応募作品展】

ところ：徳島市役所 1階 国際親善コーナー

と き：11月12日(月) 13時～11月16日(金) 13時まで



## 農業と農村の図画コンクール表彰式

### 【入賞作品表彰式】

ところ：徳島市役所 1階 国際親善コーナー

と き：11月15日(木) 16時～17時予定



(昨年の表彰式の様子)